

全国認定農業者協議会行動指針

全国認定農業者協議会は、認定農業者が農業構造をより望ましい方向へ改善する「地域農業のけん引役」を果すとともに、県認定農業者組織と連携を図りながら、①認定農業者の経営発展、②働きやすい経営環境の整備、③地域農業の発展などを目指して、必要な取り組みを実践します。

1. 認定農業者等の経営の改善

- 経営理念・経営戦略の構築を推進します。
- 農業経営改善計画の配偶者や後継者（その配偶者も含む）の共同申請を推進します。
- 経営継承の加速化を推進します。
- 簿記記帳・青色申告を推進します。
- 「農業経営者間の利用権交換運動」などによる農地の集積と集約化を推進します。
- 農業経営の法人化を推進します。
- 農業生産工程管理（GAP）の取り組みを推進します。

2. 働きやすい、働きがいのある経営環境の整備

- 配偶者、後継者とその配偶者の経営参画を促進します。
- 就業条件の整備に向けて、家族経営協定の締結や農業者年金の加入を促進します。

3. 地域農業の発展と地域への貢献

- 次世代を担う人材育成と就農希望者への支援に取り組みます。
- 農業青色申告会づくりを推進します。
- 食農教育・地産地消の推進による農業への理解促進を進めます。
- 農業者の代表として積極的に農業委員に応募し、地域農業の振興に貢献します。

4. 認定農業者組織活動の活性化

- 女性・青年農業者の組織活動への参画を促進します。
- 経営者組織間の連携による研修の共同実施に取り組みます。
- 組織活動を支える事務局職員の育成支援に取り組みます。
- 全国農業新聞・全国農業図書の普及・活用で研鑽を深め、組織活動の活性化に取り組みます。

平成30年7月11日
全国認定農業者協議会
県認定農業者組織
(令和元年6月25日改定)